看護記録の開示を申請される方へ

はぁーと訪問看護リハビリステーションでは、インフォームド・コンセントの理念に基づき、ご利用者やそのご家族(以下、「ご利用者」)が当ステーションとの間に良好な関係をつくり、看護の効果の向上を図ることを目的としてご利用者またはその代理人のご要望に応じて看護記録等の開示を行っています。

当ステーションの看護記録開示に関しては、「個人情報保護法」ならびに「看護記録に関する指針(公益財団法人日本訪問看護協会」および「診療情報の提供等に関する指針(厚生労働省)」を踏まえ、プライバシーの保護及び、看護・診療上の支障がないこと等を確認したうえで、開示委員会を開催し、審査を行ったうえで看護記録等の開示を行います。

開示申請の対象となる方

申請の対象となる方は、原則としてご利用者様本人に限ります。ただし、下記に該当する方は必要な要件を満たした場合に限り、特例として申請することができます。

1. 法定代理人(ご利用者本人が未成年の場合や、審判により判断能力に欠くと認められる場合等)
2. 訪問看護契約に関する代理権が付与されている後見人
3. ご利用者様本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
4. ご利用者ご本人が成人で判断能力に疑義がある場合、現実にご利用者様の世話をしている親族及びこれに準ずる者
5. ご利用者様本人が死亡されている場合の遺族(配偶者・子・父母及びこれに準ずる者)

開示請求に必要な書類

①個人情報開示請求書　※当ステーションの書式をご利用ください
②申請者の本人確認書類

開示申請者の本人確認等

申請者がご利用者本人の場合
・身分証明書
・当ステーション指定の個人情報開示請求書

申請者がご家族の場合
・申請者様の身分証明書
・ご利用者様との関係を証明する書類
・ご利用者様本人の身分証明書　(ご利用者様が死亡されている場合は不要)
・当ステーション指定の開示請求書個人情報開示請求書

申請者が弁護士・保険会社の場合
・申請者様の身分証明書
・ご利用者様の委任状もしくは同意書
・ご利用者様本人の身分証明書
・当ステーションの指定の個人情報開示請求書

申請者の身元確認に必要な書類

・申請される方すべて
公的機関の身分証明書等本人確認ができるもの（例:運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

ご利用者様ご本人との関係を確認する書類

※申請者がご本人の場合は必要ありません

ご利用者様ご本人の家族の場合
・続柄の確認できる書類（例:住民票、戸籍謄本）

ご利用者様ご本人の代理人として指名がある場合
・委任状（任意様式）

ご利用者様ご本人が死亡されている場合
・死亡の事実が確認できる書類（例:住民票(除票)、戸籍謄本、死亡診断書）

成年の法定代理人又は任意後見人の場合
・確認書類（例:登記事項証明書、公正証書）

料金

看護記録開示の手数料は、開示請求手数料と開示実施手数料の合計となります。

<u>開示請求手数料</u>
・開示請求に係る件数１件につき5,000円(税別)

<u>開示実施手数料</u>
・看護記録の謄写(紙・白黒A4)　1枚につき50円(税別)
・看護記録の複写(CD-R、DVD-R)　1枚につき3,000円(税別)
・その他（郵送代等）
※上記開示手数料には、記録の探索、内容確認、開示可否の検討、第三者情報等のマスキング、複製その他、通常必要となる事務対応費用を含みます。

開示までの流れと所要期間

開示申請を受理した日から開示決定通知までの所要日数は、開示委員会を開催し、審議等を行うため、概ね1か月程度を目安としています。
ただし、対象記録が多い場合、第三者への確認が必要な場合、関係者の意見確認に時間を要する場合、書類の補正に時間を要する場合などには通常よりお時間をいただくことがあります。
お待たせして申し訳ございませんが、個人情報開示のため担当看護師、主治医、その他関係職種の意見や社内審査を行い、開示の可否を決定いたします。
あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。
なお、開示委員会の審査結果によっては、以下の理由により開示が認められない場合があります。
・看護記録の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき
・看護記録の開示が、ご利用者様ご本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
にあたると判断された場合、開示が出来ないことがあります。

お渡しについて

開示決定後、開示費用のお支払いに併せて郵送させていただきます。
※誤交付防止の為、簡易書留、または本人限定郵便での対応とさせていただきます。